第十条の五の四第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第三号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第二項中「及び次項第十一号」を削り、「令和五年」を「令和六年」に、「が百分の一・五」を「（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて次」を「おいて次の各号」に、「百分の二十五）に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（その年において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること　百分の十

第十条の五の四第三項第一号を次のように改める。

一　国内雇用者　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

第十条の五の四第三項第三号から第五号までを次のように改める。

三　継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（個人の各年（以下この項において「適用年」という。）及び当該適用年の前年の各月分のその個人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

四　継続雇用者比較給与等支給額　前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

五　控除対象雇用者給与等支給増加額　個人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該個人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第十条の五の四第三項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十一号を削り、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額又は」を削り、「、控除」を「（第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除」に、「これら」を「、第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「個人がこれらの規定に規定する」を「個人が」に、「おける新規雇用者比較給与等支給額」を「おける比較教育訓練費の額」に、「、新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に改める。

第十条の五の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第十条の六第五項中「対象年（」を「対象年が」に、「年に限る。以下この項において「特定対象年」という。）」を「場合であつて、当該対象年に」に、「特定対象年の」を「対象年の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該個人の第十条の五の四第三項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額（第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）がその同条第三項第四号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を超えること。

第十条の六第七項中「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号」を「第五項第一号」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第十一条の四　青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環